

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

告示

目次

- 字の区域の変更(六七〇、六七一・市町村課)
- 救急病院の指定(六七二・医務薬事課)
- 既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(六七三・商工業振興課)
- 保安林の指定の解除(六七四・秋田総合農林事務所)
- 道路の供用開始(六七五・道路環境課)
- 道路区域の変更(六七六・道路環境課)
- 公告
 - 一般競争入札の実施(学術振興課)
 - 土地改良区の定款変更の認可(平鹿総合農林事務所)
 - 物品調達契約にかかる一般競争入札の実施(管財課)二件
- 教育委員会告示
 - 教育委員会会議の開催(一一一)
 - 選挙管理委員会告示
 - 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(七四)
 - 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七五)

告示

秋田県告示第六百七十号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、由利郡矢島町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺田典城

| 変更前の字の区域 | 変更後の字の区域 |
|---|----------------------|
| 由利郡矢島町城内字木境島海外4国有林六八林班い小班的次の一の四三から一の四一までの点を順次結ぶ線及び一の四三の点と一の四一の点とを結ぶ線で囲まれる区域 | 由利郡矢島町荒沢字柴倉 |
| 一一の四三 | 北緯 三九度一〇分四一秒二 九四四 |
| 一一の四二 | 東経一四〇度〇五分五三秒二 九三三 |
| 一一の四一 | 北緯 三九度一〇分四一秒六 三〇〇 |
| 一一の四〇 | 東経一四〇度〇五分五三秒九 四〇七 |
| 一一の三九 | 北緯 三九度一〇分四一秒五 三一七 |
| 一一の三八 | 東経一四〇度〇五分五四秒三 九六三 |
| 一一の三七 | 北緯 三九度一〇分四一秒四 二九二 |
| 一一の三六 | 東経一四〇度〇五分五五秒六 八七一 |

秋田県告示第六百七十一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、由利郡矢島町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

| | |
|---|--------------------|
| <p>変更前の字の区域</p> | <p>変更後の字の区域</p> |
| <p>由利郡矢島町木在字上木在六の三</p> | <p>由利郡矢島町川辺字文田</p> |
| <p>由利郡矢島町川辺字道端 七九、八〇の一、八〇の二、八一から八四まで、八五の一、八六の一、八七の一、八八の一、八九の一、九〇、九一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>由利郡矢島町川辺字中</p> |
| <p>由利郡矢島町川辺字文田 八の五、二〇の二、二二、一〇四から一四四まで、一一九の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一〇三の地先の道路である国有地の全部</p> | <p>由利郡矢島町川辺字中</p> |
| <p>由利郡矢島町川辺字文田 九から一五まで、一六の一、一六の三、一七から一九まで、二二から二六まで、二九、三〇から三二までの各一部、三四の一部、四三から四七までの各一部、四八から六六まで、六七から七一までの各一部、一〇一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>由利郡矢島町川辺字中</p> |
| <p>由利郡矢島町川辺字下川原 三七の一、一七九から一八二までの各一部、一八四から一八六までの各一部、二五〇から二六〇までの各一部、二六一、二六二の一部、二六三の一部、二六四から二七四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p> | <p>由利郡矢島町川辺字中</p> |

| | |
|--|--|
| <p>名 称 所 在 地 認定の有効期限</p> | <p>由利郡矢島町川辺字田中 一七〇から一七二までの地先の水路である国有地の一部</p> <p>又 由利郡矢島町川辺字西</p> |
| <p>由利郡矢島町川辺字中島 一、二、三から九までの各一部、一〇、一一から一五までの各一部、一七の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p> <p>由利郡矢島町川辺字上川原 二二九の一部、二三〇の一部、二三二から二四一までの各一部、二四三から二四六までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p> | <p>由利郡矢島町川辺字下川原</p> |
| <p>由利郡矢島町川辺字下川原 一八から三〇までの各一部、四八、四九の一、五七の五の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに一六に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに一五から一七までの地先の道路、水路である国有地の全部</p> <p>由利郡矢島町川辺字小坂 二〇の二、三〇の二</p> | <p>由利郡矢島町川辺字上川原</p> |

秋田県告示第六百七十二号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年十月八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

藤原記念病院
南秋田郡天王町天王字上江川四十七番地
平成十七年十月二日

秋田県告示第六百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭侑
大曲市川目字町東三十三番地
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イーストモールタカヤナギ
大曲市戸蒔字錨七十七番一
- (三) 変更しようとする事項
(1) 小売業を行う者の閉店時刻
株式会社タカヤナギ 外七者
ア 変更前 午後九時
イ 変更後 午後十時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前九時十五分から午後九時十五分まで
イ 変更後 午前九時十五分から午後十時十五分まで
変更する年月日
平成十四年十月一日
- 二 届出年月日
平成十四年九月二十五日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大曲市役所 商工観光課
縦覧期間
平成十四年十月八日から平成十五年二月十日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見を述べる理由
(三) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

秋田県告示第六百七十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。
平成十四年十月八日

秋田県知事 寺田典城

| | | | | | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|------|--|-------------------|-------------------|-------|-----------|
| 森林の所在場所 | 郡市 | 町村 | 字 | 地番 | 全面積 | 保安林面積 | 保安林解除 | 指定の目的 | 解除の理由 |
| | 河辺郡 | 河辺町 | 大張野 | 四四の一 | 九、一一六 (平方メートル) 〇・九二一六 (ヘクタール) | 〇・九二一六 (ヘクタール) | 〇・〇二八六 (ヘクタール) | 干害の防備 | 農道用地とするため |
| | | | | | 見込み (ヘクタール) | 見込み (ヘクタール) | 面積見込み (ヘクタール) | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 河辺郡 | | | | | | | |
| | | 河辺町 | | | | | | | |
| | | 大張野 | | | | | | | |
| | | 四四の二 | | | | | | | |
| | | 一一、八二八 | | | | | | | |
| | | 一・二八二八 | | | | | | | |
| | | 四四の六 | | | | | | | |
| | | 一六、六五〇 | | | | | | | |
| | | 一・六六五〇 | | | | | | | |
| | | 四四の八 | | | | | | | |
| | | 五九九 | | | | | | | |
| | | 〇・〇五九九 | | | | | | | |
| | | 〇・〇五九九 | | | | | | | |
| | | 〇・〇五五五 | | | | | | | |
| | | 干害の防備 | | | | | | | |
| | | め 農道用地とするた | | | | | | | |

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田総合農林事務所並びに河辺郡河辺町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第六百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年十月八日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

| | | | |
|----|-------|-------|--------------------------------|
| 県道 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
| | | 八幡公園線 | 仙北郡田沢湖町田沢字大深沢国有林一六林班ト小班からチ小班まで |

- 二 供用開始の期日 平成十四年十月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路環境課
 - (二) 期間 平成十四年十月八日から同月二十一日

秋田県告示第六百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十四年十月八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | | 路線名 | 区間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|---------|---|---------------------------------|-----------------------------|--------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | |
| 県道 | 小安温泉椿川線 | | 雄勝郡皆瀬村畑等字生内一五番二地先から字瘦長根七一番二地先まで | 雄勝郡皆瀬村畑等字生内一五番二から字瘦長根七一番二まで | 四・〇〇〇～一六・〇〇〇 | 二・一〇四 |
| | | | | | | |
| 新 | 小安温泉椿川線 | | 雄勝郡皆瀬村畑等字瘦長根二七番一地先から三〇番二地先まで | 雄勝郡皆瀬村畑等字瘦長根二七番一 | 九・五〇〇～二〇・〇〇〇 | 〇・〇六七 |
| | | | | | | |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

公 告

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年十月八日から同月二十一日まで

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
 平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
クリーンパネルルーム 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十四年十一月二十九日(金)
- (四) 納入場所
秋田県立大学事務局

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県企画振興部学術振興課高等教育等推進班(電話〇一八 八六〇 一二二四)

四 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成十四年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月八日(火)から同月十五日(火)までの期間、随時交付する。

入札執行の日時及び場所

平成十四年十月二十一日(月)午前十時
 秋田市山王三丁目一番一号
 秋田県庁第二庁舎五階五十二会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(四) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、横手市中央土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年十月一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
 平成十四年十月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
リアルタイムオンライン制御システム 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限

- 平成十五年一月三十一日(金)
- (四) 納入場所
秋田県立大学事務局本荘事務室
- (二) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月八日(火)から同月十七日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十月二十三日(水)午前十時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。)第一百六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年十月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
神経芽細胞腫スクリーニング測定システム 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十四年十二月二十七日(金)
- (四) 納入場所
秋田県衛生科学研究所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月八日(火)から同月十七日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十月二十三日(水)午前十時十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。)第一百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十二号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十四年十月八日

秋田県教育委員会委員長 米田 愛 治

一 日時 平成十四年十月十日 午前十時四十分

二 場所 教育委員室

三 案件

(一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について 他五件
(二) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成十四年十月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三六五

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二八、〇三九

秋選管告示第七十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十四年十月八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

| | |
|--------|--------|
| 秋田市 | 八四、〇六七 |
| 能代市 | 一四、七五六 |
| 横手市 | 一〇、九一四 |
| 大館市 | 一八、二二五 |
| 本荘市 | 一一、一〇六 |
| 男鹿市 | 八、四九〇 |
| 湯沢市 | 九、四一七 |
| 大曲市 | 一〇、六五〇 |
| 鹿角市鹿角郡 | 一一、七六四 |
| 北秋田郡 | 一八、二三一 |
| 山本郡 | 一三、五二〇 |
| 南秋田郡 | 一九、九〇六 |
| 河辺郡 | 五、二七七 |
| 由利郡 | 二一、〇一七 |

雄勝郡
平鹿郡
仙北郡

一三三
二八〇
七〇六一六

購読料金 一月三千五百円
発行所 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)8766
FAX(863)0005
E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号

